

# 所得制限・併給制限・利用者負担額

## 1 手当・年金等の所得制限

手当・年金等制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金等を受給することができない場合があります。(前年中の所得が限度を超える場合は、当該年の8月～翌年7月まで下記の「※」が受給できません。)

※①～③は、当該年の11月～翌年10月までが受給できません。

※④は、令和3年以降は当該年の10月～翌年9月までが受給できません。

### 所得制限の一覧

区分		扶養親族数		0人	1人	2人	3人	4人目以降 の加算額
		円	円	円	円	円	円	
特別障がい者手当 障がい児福祉手当 経過的福祉手当 自動車改造費	受給資格者	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	380,000		
	配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000		
特別児童扶養手当	受給資格者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000		
	配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000		
①児童扶養手当	受給 資格者	全部支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	380,000	
		一部支給停止	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000	
	配偶者・扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000		
障がい基礎年金④ (20歳前の障がい)	受給 資格者	全部支給停止	4,794,000	5,174,000	5,554,000	5,934,000	380,000	
		1/2支給停止	3,761,000	4,141,000	4,521,000	4,901,000	380,000	
遺児手当②	受給資格者	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000		
	配偶者・扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000		
母子家庭等医療③		2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000		
在宅重度 障がい者手当	受給資格者	3,661,000 (課税標準額)						
	配偶者・扶養義務者	6,287,000 (課税標準額)						

※受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につきこの額に 100,000 円が、特定扶養親族(16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族も含む)がある場合は1人につきこの額に 250,000 円(①、②、③のものについては、150,000 円)が加算されます。

配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)この額に 60,000 円が加算されます。

## 所得の計算方法(令和8年8月～令和9年7月支給分)

※ただし、〈所得制限の一覧〉①～③は、令和8年11月～令和9年10月支給分

※④は令和8年10月～令和9年9月支給分

## 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障がい基礎年金、遺児手当、母子家庭等医療

令和7(西暦2025)年中の所得－各種所得控除＝判定の対象となる所得

### ○ 各種所得控除の内訳

(1) 障がい者(特別障がい者)……………1人につき 270,000 円(400,000 円)

(2) 寡婦控除(ひとり親控除)……………270,000 円(350,000 円)

※母子家庭等医療は控除しません

※児童扶養手当、遺児手当は受給者が父または母の場合は控除しません

(3) 勤労学生……………270,000 円

(4) 配偶者特別控除……………実額(330,000 円が限度)

(5) 雑損・医療費・小規模企業共済……………実額

(6) 社会保険料控除

ア 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当、障がい基礎年金の本人所得の場合……………実額

イ その他(ア以外)の場合……………80,000 円(保険料相当額)

※特別障がい者手当の受給者の場合は、非課税の公的年金等も収入として計算に含めます。

※譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

※児童扶養手当の受給者の方で障害基礎年金等を受給している場合は、非課税年金給付等も所得に含まれます。

※児童扶養手当、遺児手当と母子家庭等医療の受給者の場合は、養育費の 80%を所得として計算に含めます。

## 在宅重度障がい者手当

令和7年(2025年)中の所得－各種所得控除＝判定の対象となる所得(令和8年度個人の市町村民税の課税標準額)

※各種所得控除は市町村民税のものと同じです。

## 2 手当・年金の併給制限

手当、年金制度においては、重複して手当等を受けられない場合があります。

### ●主な手当等の併給制限の一覧

(○は併給可)

区分		① 在宅 重度 障がい 者 手 当	② 遺 児 手 当	③ 特 障 手 当	④ 障 児 手 当	⑤ 経 過 手 当	⑥ 児 扶 手 当	⑦ 特 児 手 当	⑧ 障 基 年 金	⑨ 老 基 年 金	⑩ 老 福 年 金	⑪ 遺 基 年 金
県 制 度	①在宅重度障がい者手当		○	×	×	×	○	○	○	○	○	○
	②遺児手当	○		○	○	○	○	○	×	×	○	×
国 制 度	③特別障がい者手当	×	○		×	×	○	○	○	○	○	○
	④障がい児福祉手当	×	○	×		×	○	○	×	×	×	○
	⑤経過的福祉手当	×	○	×	×		○	○	×	○	○	○
	⑥児童扶養手当	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	⑦特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
年 金 制 度	⑧障がい基礎年金	○	×	○	×	×	○	○		×	×	×
	⑨老齢基礎年金	○	×	○	×	○	○	○	×		×	×
	⑩老齢福祉年金	○	○	○	×	○	○	○	×	×		×
	⑪遺族基礎年金	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

※遺児手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者は父母等です。

### 3 自立支援医療の利用者負担額

#### 自己負担額

- ・原則、医療費の**1割**が自己負担額です。  
(ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています。)
- ・入院時の食費(標準負担額相当)については原則自己負担です。

		← 一定所得以下		← 中間的な所得		← 一定所得以上
世帯の所得による区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
		受診者本人(18歳未満は保護者)が年間収入が80万9千円以下 [低所得1]	受診者本人(18歳未満は保護者)が年間収入が80万9千円を超える [低所得2]	市町村民税(所得割) 3万3千円未満 [中間所得1]	市町村民税(所得割) 3万3千円以上23万5千円未満 [中間所得2]	市町村民税(所得割) 23万5千円以上 公費負担対象外
自己負担	0円	医療費の1割 (負担上限額 月2,500円)	医療費の1割 (負担上限額 月5,000円)	医療費の1割	医療費の1割	
障がいによる区分				<b>上記所得区分で「重度かつ継続」該当者</b>		
自己負担				医療費の1割 (負担上限額 月5,000円)	医療費の1割 (負担上限額 月10,000円)	医療費の1割 (負担上限額 月20,000円)

#### 重度かつ継続

##### ●更生医療の条件

- ①医療保険の高額療養費の多数該当の方
- ②腎臓機能障がいなどで人工透析(腹膜透析等)、腎移植術及び腎移植後の免疫抑制療法、小腸機能障がいなどで中心静脈栄養法、免疫機能障がいなどで抗HIV療法、肝臓機能障がいなどで肝移植術及び肝移植後の免疫抑制療法等を受けている方

##### ●精神通院医療の条件

- ①医療保険の高額療養費の多数該当の方
  - ②統合失調症、双極性障害、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障がい(依存症等)の方
  - ③3年以上の精神医療の経験を有する医師が、集中的・継続的通院医療が必要と判断した方
- ③については、医師の「重度かつ継続」に関する意見書が必要な場合があります。通院中の主治医にお尋ねください。

(注1) 18歳未満の人の育成医療については窓口での支払いが急に多くならないよう経過措置があります。

#### 世帯の範囲について

- ★ 申請者(受診者)と同じ医療保険に加入している家族を、「世帯」とします。
- ・住民票上は同じ世帯でも、加入している医療保険が異なれば、別の「世帯」です。
- ・住民票上は別の世帯でも、加入している医療保険が同じであれば、同じ「世帯」です。

<世帯の範囲の特例> ※場合によって添付書類が必要になることがあります。詳しくは市役所にお問合せください。

★ 前ページ「世帯」のうち、次の条件を全て満たしていれば、申請により別世帯とみなします。

- 1 受診者及びその配偶者が市町村民税非課税であり、この「世帯」に属する他の者が市町村民税課税であるとき。
- 2 同一「世帯」に属する他の者が受診者及びその配偶者を市町村民税上、扶養関係に基づく各種控除としていないこと。
- 3 受診者及びその配偶者が同一「世帯」に属する他の者の医療保険の被扶養者となっていないこと。

### 世帯の所得について

★「世帯」における医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認します。

- ・健保組合等の場合は、「被保険者」の所得を確認します。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合は、「世帯」内の被保険者全員の所得を確認します。

## 4 障がい福祉サービス等の利用者負担額

### 自己負担額

- ・原則、費用の**1割**が自己負担額です。  
(ただし、1か月の上限額が設定されています。上限額以上の自己負担はかかりません。)
- ・施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、施設入所者で生活保護、低所得の人は、申請により負担が軽減されます。
- ・共同生活援助(グループホーム)の入居者で生活保護、低所得の人は申請により家賃の一部が補助されます。

### 自己負担上限額

区分	対象となる人		負担上限月額	
			在宅サービス利用者	施設等入所者
生活保護	生活保護世帯		0円 (自己負担なし)	
低所得	市町村民税 非課税世帯		0円	0円
一般	市町村民税 課税世帯	市町村民税所得割の世帯合計額が16万円未満 (児童の場合は28万円未満)	障がい者 9,300円 児童 4,600円	37,200円
		上記以外	37,200円	

- ・ここでいう世帯とは、障がい者(18歳以上)の場合は本人および配偶者を、児童(18歳未満)の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。
- ・同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合などで、合算した額が基準額を超えた分は高額障がい福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。(申請が必要です。)

## 5 補装具費の支給の利用者負担額

### 自己負担額

・原則、補装具費の**1割**が自己負担額です。

(ただし、1か月の上限額が設定されています。上限額以上の自己負担はかかりません。)

・補装具費とは厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額です。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

### 自己負担上限額

区分	対象となる人		上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯		0円 (自己負担なし)
低所得1	市町村民 税非課税	障がい者または児童の保護者の年収(注1)が80万円以下	0円
低所得2	世帯	低所得1に該当しない	
一般	市町村 民税課 税世帯	本人又は世帯員のうち市町村民税所得割最多納税者の納税額が 46万円未満	37,200円
高額1		本人又は世帯員のうち市町村民税所得割最多納税者の納税額が 46万円以上60万円未満	<b>負担割合3割</b> 上限額 120,000円
高額2		本人又は世帯員のうち市町村民税所得割最多納税者の納税額が 60万円以上	<b>負担割合5割</b> 上限額 200,000円

(注1) 年収とは次の3つの合計額をいいます。①地方税法上の合計所得金額②障がい年金等③特別児童扶養手当等

※高額1、高額2に当てはまる方で、補装具の申請理由が社会参加を目的としていない場合は支給対象外となる場合があります。

・ここでいう世帯とは、障がい者(18歳以上)の場合は本人および配偶者を、児童(18歳未満)の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。

※児童(18歳未満)の場合は高額1、高額2に当てはまる方も一般と同じ扱いとなります。

## 6 地域生活支援事業の利用者負担額

地域生活支援事業のうち、日常生活用具費支給事業・移動支援事業・在宅重度障がい者等入浴サービス事業・日中一時支援事業の利用者負担額は以下のとおりです。

### 自己負担額

- ・所得に応じた負担割合で計算されます。
- ・日常生活用具費については、購入価ではなく岡崎市で定めた基準額に基づいて負担額を計算します。基準額以上のものを希望される場合、差額分については全額自己負担となります。

### 負担割合

区分	対象となる人		負担割合(注)
生活保護	生活保護世帯		0% (自己負担なし)
低所得	市町村民税非課税世帯		0%
課税世帯 1	市町村民税 課税世帯	市町村民税所得割世帯合計 16 万円未満 (児童の場合は 28 万円未満)	4%
課税世帯 2		上記以外	6%
その他	所得が確認できないもの(市町村民税未申告者など)		10%

(注) 10 円未満は切捨てとなります。自己負担金の上限設定や介護給付費等との合算はありません。

- ・ここでいう世帯とは、障がい者(18 歳以上)の場合は本人および配偶者を、児童(18 歳未満)の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。